

地上基幹放送の中継局を廃止する際の
視聴継続措置の実施及び公表義務
に関する望ましい対応についての
ガイドライン

総務省
令和7年9月策定

目 次

第1章 はじめに	1
(1) 本ガイドラインの目的	1
(2) 主な関係法令	1
(3) 対象事業者	1
第2章 視聴継続措置の実施（法第92条第2項関係） 3	
(1) 制度趣旨	3
(2) 法律条文解説	4
(3) 視聴継続措置の内容	6
(4) 代替的視聴手段の内容	6
(5) 望ましい視聴継続措置の実施方法について	6
① 中継局廃止までの十分な期間の確保	6
② 地方自治体、住民代表者等との合意形成	6
③ 事前周知・説明、相談窓口の設置	7
④ 代替的視聴手段の確保、提供	7
⑤ 費用負担	7
⑥ 繼続的かつ安定的なサービスの提供	7
⑦ 視聴者への十分な説明及び代替的視聴手段への移行	8
(6) 法第92条第2項とNHKの協力義務	8
(7) 地上テレビジョン放送を配信サービスによって代替する場合について	8
(8) 地上ラジオ放送について	10
① 中波放送（AM放送）	10
② その他ラジオ放送の取扱い等	11
第3章 視聴継続措置の実施内容の公表（法第110条の2第2項関係）	12
(1) 法律条文解説	12
(2) 省令条文解説（施行規則第86条の3関係）	14
第4章 法第110条の2第1項の公表と視聴継続措置に係る公表の関係	29
(1) 法第110条の2第1項の公表	29
(2) 省令条文解説（施行規則第86条の2関係）	31

第1章 はじめに

(1) 本ガイドラインの目的

地上基幹放送については、令和7年4月に成立した電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和7年法律第27号）により、中継局を廃止する際の受信者保護規律が導入された。具体的には、中継局をやむを得ず廃止する際には、受信者の視聴環境を維持するための措置を実施する努力義務が導入されるとともに当該措置を実施する際の公表義務が設けられた。（令和7年10月1日施行）

本ガイドラインは、これら受信者保護規律及びその下位法令の規定の内容を解説するとともに、これらの規定に関連して、地上基幹放送事業者の責務として、地上基幹放送事業者が基本的に遵守すべき事項及び自主的に取ることが望ましいと考えられる対応について解説する。すなわち法令等の規定の基本的な遵守方法についての解説であり、地上基幹放送事業者による誠実な履行が求められるものである。本ガイドラインは、地上基幹放送の中継局を廃止する際の受信者保護規律について、望ましい取組の明確化を図ることで、受信者の利益の保護を確保するとともに、地上基幹放送のあまねく努力義務が実質的に維持・確保されることを目的としている。

なお、今後も地上基幹放送を取り巻く環境の変化や新たなサービスの登場、関連する法規が変更されていく可能性がある。受信者保護規律についても、そのような状況を反映したものとする必要があることから、本ガイドラインについても、適時適切に見直しを行っていく予定である。

(2) 主な関係法令

①放送法（昭和25年法律第132号） 本ガイドラインでは、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和7年法律第27号）による改正後の放送法を「法」又は「本法」と略す。

②放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号） 本ガイドラインでは、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和7年法律第27号）を踏まえた放送法施行規則を「施行規則」と略す。

③電波法（昭和25年法律第131号） 本ガイドラインでは、「電波法」とする。

(3) 対象事業者

本規律の対象となるのは、地上基幹放送であり、すなわち、現行においては、地上

テレビジョン放送、地上ラジオ放送が対象となる。

実施主体は、視聴継続措置の実施（法第92条第2項、第2章で記述）については、特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者、すなわち、地上基幹放送のハード事業者がその対象となり、視聴継続措置の実施内容の公表（法第110条の2第2項、第3章で記述）については、地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者、すなわち、地上基幹放送のソフト事業者（特定地上基幹放送事業者及び認定基幹放送事業者）がその対象となる。以下では、説明の煩雑を防ぐため、いずれも単に「地上基幹放送事業者」と表記する。

第2章 視聴継続措置の実施（法第92条第2項関係）

（1）制度趣旨

地上基幹放送の中継局は、これまで、基幹放送の面的な普及を確保するため、難視聴解消の観点から、法第92条第1項による地上基幹放送事業者の責務として、基幹放送があまねく受信できるよう、放送対象地域の隅々までに設置されてきたものである。

しかしながら、地域の人口の減少や、広告収入の減少、放送設備の維持費用の高騰、技術的知見を有する人材の不足等、放送を取り巻く環境の変化に伴い、全国各地に設置してきた中継局の維持・更新が放送事業者の負担となってきている。特に、地上テレビジョン放送の小規模な中継局については、地上デジタル放送の完全移行から約15年が経過し、更新期限が到来してきていることから、これまでの放送ネットワークをどのように維持し続けていくかが一層深刻な課題となっている。

このような状況下で、単に中継局が廃止された場合、その中継局から基幹放送を受信していた受信者は、半強制的に、一般放送や配信といった他のサービスに移行することとなり、大きな不利益を被るほか、最悪の場合、放送番組を視聴できなくなることで、日常生活や社会生活を営むために必要な情報を得ることができなくなるおそれも生じるところである。

今回の制度は、基幹放送の社会的役割に鑑み、また、これまで地上基幹放送事業者が果たしてきたあまねく努力義務を踏まえ、受信者の利益の保護を図る観点から、地上基幹放送事業者が、これまで設置してきた中継局をやむを得ず廃止する際には、当該中継局を用いた基幹放送を受信することができなくなる地域において、受信者が当該基幹放送に係る放送番組を引き続き視聴できるようにするための措置を講ずるように努めるよう、新たな努力義務を設けるものである。

あまねく努力義務の補完的な規律として、中継局を廃止する際の努力義務を設けることにより、放送対象地域における難視聴解消を果たしてきたあまねく努力義務が実質的に維持・確保されることを期待している。

なお、法第92条第2項は、前述のとおり地上基幹放送事業者が中継局をやむを得ず廃止する際の規律であるところ、地上基幹放送事業者は、同条第1項に基づき、その基幹放送をあまねく受信できるように努め、その受信を可能とするために設置した中継局を可能な限り維持する責務は引き続き負うものである。

(2) 法律条文解説

○ 放送法

(基幹放送の受信等に係る事業者の責務)

第九十二条 特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者（電波法の規定により衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者を除く。次項において同じ。）は、その基幹放送局を用いて行われる基幹放送に係る放送対象地域において、当該基幹放送があまねく受信できるよう努めるものとする。

2 特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者^①は、地域の人口の著しい減少その他の理由^②により中継地上基幹放送局^③をやむを得ず廃止するとき^②は、当該中継地上基幹放送局を用いた基幹放送を受信することができなくなる地域^④において、当該基幹放送に係る放送番組を引き続き視聴することができるようにするための措置を講ずる^⑤ように努めるものとする^⑥。

① 「特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者」

法第92条第2項の規定に基づく放送番組を引き続き視聴できるようにするための措置（以下「視聴継続措置」という。）の努力義務の主体については、法第92条第1項に基づくあまねく努力義務の主体が、「特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者」、すなわち地上基幹放送のハード事業者であることを踏まえて、同様に、地上基幹放送のハード事業者をその主体としている。

② 「地域の人口の著しい減少その他の理由により、…やむを得ず廃止するとき」

地上基幹放送事業者においては、法第92条第1項に基づくあまねく努力義務の趣旨を踏まえて、まずはその中継局を維持すべきものと考えられる。本規定は、当該責務を原則としつつ、地域の人口減少等放送を取り巻く環境の変化によって、当該責務に基づいて設置してきた中継局を地上基幹放送事業者が廃止せざるを得ない場合の受信者保護規律を定めたものであり、その旨を明確化した規定である。

なお、「その他の理由」については、広告収入の減少、放送設備の維持費用の高騰、技術的知見を有する人材の不足といった複合的な理由により、地上基幹放送事業者にとって、中継局の維持・更新が困難になっている場合が想定される。ただし、当該理由に該当するような状況であっても、地上基幹放送事業者は、まず令和5年に成立した放送法及び電波法の一部を改正する法律（令和5年法律第40号）によって可能となった中継局の共同利用により中継局の維持コストの負担軽減を図るなど、前述のとおり法第92条第1項の趣旨を踏まえて中継局の維持をすることに努めるべきである。

③ 「中継地上基幹放送局」

基幹放送局のうち、「中継局」を廃止する場合に、視聴継続措置の努力義務の対

象となる。

この点、基幹放送局のうち、いわゆる「親局」については、当該放送局を廃止した場合、その地上基幹放送事業者は放送事業者たり得ないことから、本規定の対象外である。

④「当該中継地上基幹放送局を用いた基幹放送を受信することができなくなる地域」

視聴継続措置を実施する努力義務の対象範囲として、それまであまねく努力義務に基づき設置された中継局が廃止されることで、基幹放送を受信することができなくなる地域を対象としている。

この点、まず、地上基幹放送事業者があまねく努力義務を負っているのは、その放送対象地域内であることから、放送対象地域外は視聴継続措置の努力義務の対象範囲としては観念されないものである。次に、本項の「地域」は、放送対象地域を指すのではなく「中継地上基幹放送局を用いた基幹放送を受信することができなくなる」地域であるため、廃止する中継局ごとの放送区域をベースとして、個別に判断されることになる。この場合、各中継局の放送区域と基幹放送を受信することができなくなる地域は必ずしも一致しない（すなわち放送区域は基幹放送局の電界強度を指標として定められるものであるところ、放送区域外であっても、実際には廃止する中継局によって放送番組を視聴している地域は存在し得る。）こともあるので、適切に視聴継続措置を実施するためには、必要に応じて中継局を廃止する地上基幹放送事業者は中継局を廃止した場合の影響を把握するよう努める必要がある。

⑤「当該基幹放送に係る放送番組を引き続き視聴することができるようにするための措置を講ずる」

中継局による基幹放送を代替して、その基幹放送の放送番組を視聴できる一般放送や配信サービス（以下「代替的視聴手段」という。）を確保し、視聴者に提供することのほか、中継局の廃止・代替的視聴手段への移行に係る住民説明や相談体制を構築すること等、地上基幹放送事業者の責任において講じられる視聴継続措置が想定される。

⑥「努めるものとする」

ケーブルテレビやブロードバンドが全国的に普及し、無線以外の手段による放送番組の伝送が可能となってきており、民間の地上基幹放送事業者の中継局の設置は努力義務により行われてきたことを踏まえ、地上テレビジョン放送や地上ラジオ放送を視聴していた受信者がそれら放送番組を急に視聴できなくなる事態が生じないようにするために、中継局を廃止する際の受信者保護についても、地上基幹放送事業者の努力義務としたものである。

(3) 視聴継続措置の内容

視聴継続措置の具体的な内容としては、中継局廃止の影響を受ける視聴者に対して、代替的視聴手段を確保し、視聴者に提供することが、まずは想定される。

また、中継局を廃止し、代替的視聴手段に移行していくに当たっては、適切に視聴者に周知されるとともに、その理解を得ながら進められることが重要であり、後述する公表義務の履行と併せて、中継局の廃止・代替的視聴手段への移行に係る住民説明や相談受付体制を構築することが想定される。

(4) 代替的視聴手段の内容

代替的視聴手段は、廃止する中継局による基幹放送を代替するものとして、同一内容の放送番組を放送する基幹放送を受信可能とすること、又は、同一内容の放送番組を視聴可能な手段であって、基幹放送に準ずる品質・機能を有し、視聴者にとって受容可能なものであることが適當である。

この観点から、現時点においては、例えば、地上テレビジョン放送であれば、

- ・中継局を廃止した場合でも、アンテナの調整等により親局や近隣の中継局の放送波を受信可能とするための技術的助言等
- ・有線一般放送（いわゆるケーブルテレビのほかIPマルチキャスト方式によるもの）による再放送
- ・放送番組に係る放送対象地域内の視聴者の端末まで当該放送番組を同時再送信する配信（IPユニキャスト方式。施行規則別表第21号の5に規定する「地域限定同時配信」に該当するもの。）

が、代替的視聴手段として想定される。

(5) 望ましい視聴継続措置の実施方法について

① 中継局廃止までの十分な期間の確保

視聴者が中継局廃止を理解した上で、代替的視聴手段に移行するまでには、相当の期間を要すると想定される。中継局の廃止に当たっては、廃止まで十分な期間を確保し、視聴継続措置を適切に講ずることが適當である。公表義務に関連して、あらかじめ視聴継続措置の内容を公表すべき時期に関しては、施行規則で定めており、次章で解説する。

② 地方自治体、住民代表者等との合意形成

中継局を廃止し、代替的視聴手段に移行するに当たっては、その影響を受ける視

聴者の理解を得ることが重要である。特に地方自治体や、自治会等の住民代表に対しては、事前に説明を行い、中継局の廃止と視聴継続措置の実施について、あらかじめ合意を得ることが適当である。

③ 事前周知・説明、相談窓口の設置

中継局の廃止に当たっては、その影響を受ける視聴者に対して、公表義務の履行と併せて、十分に事前の周知や説明を行うとともに、視聴者からの問合せに対応する相談窓口を設置することが適当である。

④ 代替的視聴手段の確保、提供

例えば、地上テレビジョン放送については、以下のとおり。

地域によっては、廃止する中継局以外に親局や近隣の中継局の放送波によって引き続き同じ放送番組を視聴可能である場合もあり得る。受信状況等の調査を行った上で、そういう地域であることが判明している場合には、引き続き放送波による視聴を可能とするためのアンテナの調整などの技術的な助言や対応等を行うことが適当である。

次に、中継局の廃止に伴い、放送波をアンテナにより受信できなくなる場合にあっては、地上基幹放送事業者は、その責任において、当該地域における一般放送等のサービス提供状況なども勘案した上で、適切な代替的視聴手段を選択・確保し、視聴者に対して提供することが適当である。

なお、基幹放送の代替的視聴手段については、基幹放送に準ずる品質・機能を備えていること、すでに多くの視聴者に受容されていることを踏まえれば、まずはケーブルテレビやIPマルチキャスト方式の有線一般放送による代替が選択肢になると考えられるが、ケーブルテレビ等が十分普及していない地域など有線一般放送によることが合理的でない場合には、配信サービスを選択することも許容されるものと考えられる。

⑤ 費用負担

地上基幹放送事業者の判断によって中継局が廃止された場合に、視聴者に基幹放送の放送番組を視聴するための新たな費用負担が発生することは適当ではないと考えられる。地上基幹放送事業者は、視聴者に代替的視聴手段を提供する際には、代替的視聴手段への移行費用や移行後の追加的な利用料金が視聴者に極力発生しないよう、その費用負担を適切に行うことが適当である。また、視聴者に費用負担が発生する場合には、その旨を適切に説明することが適当である。

⑥ 繼続的かつ安定的なサービスの提供

代替的視聴手段が役務提供である場合、役務提供事業者の判断によって廃止され、

結果として視聴者が放送番組を視聴できなくなる事態は適切ではない。地上基幹放送事業者は、その責任において、それら役務提供事業者との契約や協定の締結や資本関係等を通じて適切に代替提供手段を確保するとともに、役務提供事業者が当該役務を廃止することができないよう、又は廃止する場合には他の役務を確保することができるよう、適切に代替的視聴手段を管理することが適当である。例えば、地上基幹放送事業者と役務提供事業者の間で締結する契約が解除される場合の事前通知期限について、他の役務による代替的視聴手段の準備を可能とするだけの十分な時間的余裕を持ったものとするなどで担保することが想定される。

⑦ 視聴者への十分な説明及び代替的視聴手段への移行

中継局を廃止する際には、その影響を受ける視聴者が代替的視聴手段への移行を完了又は当該中継局の廃止について十分理解していることが望ましい。地上基幹放送事業者においては、十分な移行期間を確保し、視聴者に対して十分な説明を尽くした上で、視聴者の代替的視聴手段への移行に努めることが適当である。

(6) 法第92条第2項とNHKの協力義務

法第20条第6項では、地上基幹放送事業者が放送法第92条の責務にのっとり講ずる措置に係る日本放送協会（以下「NHK」という。）の協力義務について規定している。経緯として、法第20条第6項は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和4年法律第63号）によって民間の地上基幹放送事業者の難視聴解消措置に係る協力の努力義務として追加され、放送法の一部を改正する法律（令和6年法律第36号）によって義務化されたものである。規定の趣旨としては、NHKは公共放送として放送全体の発展へ貢献するという観点から、難視聴解消措置についても、民間の地上基幹放送事業者への協力等の役割を果たすことが期待されるものである。

今回、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和7年法律第27号）によって、本法第92条第2項が加わったことにより、法第20条第6項による協力義務の範囲が拡大されている。すなわち、地上基幹放送事業者等が、中継地上基幹放送局の廃止により影響を受ける視聴者が放送番組を引き続き視聴することができるようになるための措置を講ずるに当たって、NHKは必要な協力をを行い、当該協力の具体的な内容に関する協議の求めがあったときは、正当な理由がある場合を除き、NHKは当該協議に応じなければならない（法第20条第7項）。

(7) 地上テレビジョン放送を配信サービスによって代替する場合について

地上テレビジョン放送の中継局による基幹放送を配信サービスによって代替する際には、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」における議論を踏まえ、同検討会の第3次取りまとめ（令和6年12月13日公表）に沿って、適切

な配信サービスが提供されることが適当である。

同取りまとめでは、放送に準ずる品質・機能を確保した上で、基幹放送をあまねく受信できるようにする義務・努力義務を果たすべき者の責任の下で安定的かつ継続的に行われることを前提として、IPユニキャストを小規模中継局等による放送の代替手段として許容することが適当とされている。

放送法及び放送法施行規則、本ガイドライン、また、検討会取りまとめを踏まえ、次のような要件を充足する配信サービスについては、それまでの中継局による基幹放送に代えて、基幹放送と同等の役務を視聴者に提供するものとして、地上基幹放送事業者の責任の下で安定的かつ継続的に提供される受容性のある代替的視聴手段であると判断できる。

○施行規則別表第21号の5に規定する地域限定同時配信（※）により代替的視聴手段を提供すること。

- ・廃止する予定の中継局によって視聴可能な地上テレビジョン放送の放送番組について、親局など他の放送局による地上テレビジョン放送を受信した上で、そのまま同時に再送信するものであること。
- ・放送番組の内容に変更が加えられていないこと。
- ・放送番組を再送信する地域が、放送対象地域内に限定されていること。

○本ガイドライン第2章（5）の望ましい視聴継続措置の実施方法を遵守すること。

○公共性の高い基幹放送の代替として提供するものであることを踏まえ、特に以下の点に留意すること。

- ・これまで視聴していた受信者に対し、追加的な費用を転嫁しないこと（受信者から追加的な視聴の対価を徴収しないこと）。
- ・基幹放送の代替として提供する配信サービスであり、営利を目的として行われるものではないこと。

○品質・機能の水準について、「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム」の検討結果を踏まえ、放送に準じて視聴者が受容可能なものであること。

※ 同表の地域限定同時配信は、著作権法（昭和45年法律第48号）第34条第1項の「地域限定特定入力型自動公衆送信」に該当すると考えられる。

放送波を受信して配信用データを生成し、視聴者の端末まで同時再送信するサービス形態は、著作権法上、「放送を受信して同時に、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することにより行う自動公衆送信」である「特定入力型自動公衆送信」に該当する。さらに、配信する対象の地域を、廃止する中継局の放送対象地域内に限定した形であれば、IPマルチキャスト方式かIPユニキャスト方式かを問わず、著作権法上の「地域限定特定入力型自動公衆送信」に該当するという解釈が、総務省及び文化庁において整理されている。（令和6年3月19日放送コンテンツの制作・流通の促進に関するWG事務局説明資料参照）

(8) 地上ラジオ放送について

① 中波放送（AM放送）

適切な視聴継続措置の在り方は、放送の業態によって異なるものと考えられるが、AM放送に関しては、現在、AM放送に係る中継局の廃止等を検討するに当たって、一定期間のAM局の運用休止を行うことを可能とする「AM局の運用休止に係る特例措置」の適用（※）を受けた事業者において、AM局が廃止された場合における聴取者等への影響が検証されているところである。この趣旨に鑑みれば、「AM局の運用休止に係る特例措置」の適用を受けて検証を行うことそのものが、今回導入する受信者保護規律にのっとったAM放送に係る中継局を廃止する場合の適切な視聴継続措置に該当し得るものと考えられる。

このため、AM放送に係る中継局を廃止する可能性があるAM放送事業者は、「AM局の運用休止に係る特例措置」の適用を受けて行った検証の結果を踏まえて、AM放送に係る中継局の廃止の最終判断をすることが適切である。このため、「AM局の運用休止に係る特例措置」の適用期間中にAM放送に係る中継局を廃止する予定の年月日まで設定されることは原則として想定されない。一方で、AM放送に係る中継局を廃止することを想定している場合には、本法第92条第2項に従って適切に視聴継続措置を講ずるよう努めることが望ましいのは言うまでもない。ただし、同項に基づいて視聴継続措置を講じようとするときに、本法第110条の2第2項に基づく公表を行う場合は、少なくとも中継局を廃止する予定の時期についても公表をする必要がある。この点、廃止するかどうかを最終判断するタイミングを「AM局の運用休止に係る特例措置」の適用期間終了後の検証後とする場合には、その後更に1年間の視聴継続措置を実施する必要が生じ、「AM局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針」を踏まえて、視聴継続措置に相当する各種対応を行った事業者に過度な対応を求めることになり不合理である。

よって、「AM局の運用休止に係る特例措置」の適用を受けて検証を行った場合は、施行規則第86条の3第1項の「合理的な理由」があるものとして視聴継続措置の実施についての公表を継続すべき期間の短縮を可能とする。

なお、「AM局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針」において「特例措置の適用期間の終了後に特例適用局を廃止する可能性がある旨も併せて周知広報を行うこと。」としているところ、同方針に基づいてAM放送に係る中継局を廃止する可能性がある旨を公表している又は公表する予定がある場合は、例えば、廃止時期を

- ・「AM局の運用休止に係る特例措置」の適用期間の終了（令和〇年〇月〇日）後、

半年以内の時期

- ・「AM局の運用休止に係る特例措置」の適用期間の終了後、残存する免許の有効期間中の時期

などとし、本法第110条の2第2項に基づいて、廃止する時期の少なくとも1年以上前にその旨及び視聴継続措置を公表することも可能である。その場合、「AM局の運用休止に係る特例措置」による各措置等を踏まえた検証結果を踏まえて、AM放送に係る中継局を廃止する年月日を決定し、本法第110条の2第2項に基づいて、廃止の「時期」を「年月日」と明確化する措置内容の変更を公表することが想定される。

※ AM局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針（令和5年3月9日策定。令和6年1月13日改定）を踏まえ、以下の期間において「AM局の運用休止に係る特例措置」が適用。

なお、1回目（令和5年再免許時）に特例措置の適用を受けたAM放送事業者は、その申請により令和8年10月31日まで特例措置の適用期間が延長されている。

- ・1回目 令和5年11月1日～令和7年1月31日
- ・2回目 令和7年9月1日～令和8年10月31日

② その他ラジオ放送の取扱い等

FM放送（県域放送、コミュニティ放送）及び短波放送については、現時点においてAM放送のように特に留意すべき事情はないものの、仮に各々の放送の中継局を廃止する場合には本制度の適用を受けることになる。ただし、各々の放送の適切な視聴継続措置の在り方は、放送の業態や地方自治体との関係等によって異なるため、放送の規模や中継局を廃止した場合の影響等に応じた対応を検討することが望ましい。

なお、radiko等のラジオ番組のインターネット配信が本制度の視聴継続措置として提供される代替的視聴手段となり得るかについては、2回目の「AM局の運用休止に係る特例措置」において行われる検証の結果等を踏まえ、総務省において検討し必要に応じ、FM転換を可能とする制度整備の際に措置するものとする。

第3章 視聴継続措置の実施内容の公表（法第110条の2第2項関係）

（1）法律条文解説

○ 放送法

（基幹放送の休止及び廃止に関する公表）

第百十条の二 基幹放送事業者（第百四十七条第一項に規定する有料放送事業者を除く。）は、その基幹放送を休止し、又はその基幹放送の業務若しくはその基幹放送局を廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。ただし、基幹放送を継続して休止しようとする時間が二十四時間を超えない範囲内で総務省令で定める時間以内である場合その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

2 地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者^①は、当該基幹放送事業者又は当該基幹放送事業者と第百十七条第一項に規定する放送局設備供給契約を締結する基幹放送局提供事業者^②が第九十二条第二項の措置を講じようとするとき^③は、総務省令で定めるところにより^④、当該措置の内容を公表しなければならない。

①「地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者」

本規定における公表義務を負う主体が、「地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者」、すなわち放送番組を提供するソフト事業者であることを規定している。

この点、法第92条第2項の視聴継続措置の努力義務を負う主体はハード事業者であるのに対し、本項における公表義務を負う主体はソフト事業者としている。これは、法第92条第2項については、ハード事業者が基幹放送局を廃止することにより生ずる受信者の不利益については、その基幹放送局の維持について責務を負うハード事業者が自ら対応することが適當である一方、本規定については、受信者の利益を保護するため、必要な周知広報を行う義務を規定するものであることを踏まえ、受信者との間に放送番組という接点を持つソフト事業者が対応することが適當であると考えられるためである。

②「当該基幹放送事業者又は当該基幹放送事業者と第百十七条第一項に規定する放送局設備供給契約を締結する基幹放送局提供事業者」

基幹放送事業者が特定地上基幹放送事業者であって、自ら中継局を保有している場合は自らが、基幹放送事業者が認定基幹放送事業者であって、基幹放送局提供事業者と契約している場合は基幹放送局提供事業者が、それぞれ視聴継続措置を講じようとするときに、公表義務の対象となる。

(3) 「第九十二条第二項の措置を講じようとするとき」

中継局を廃止することにより、基幹放送を受信できなくなる地域における受信者の利益を保護するという規律の趣旨を踏まえ、中継局を廃止する場合における視聴継続措置の内容は、その実施に先立ってあらかじめ公表されることが適当であり、そのことを明確化するため、「講ずるとき」ではなく、「講じようとするとき」と規定している。

なお、規律の趣旨を踏まえれば、中継局の廃止に先立ってあらかじめ視聴継続措置として実施する内容が公表されが必要であり、具体的には、施行規則において、中継局を廃止する予定の時期からあらかじめ相当な期間（少なくとも公表する日から最も早い廃止の予定期日まで1年間）を置いて公表することとしている。

(4) 「総務省令で定めるところにより」

本項による委任を受けた総務省令（施行規則）においては、法第92条第2項に規定する視聴継続措置について、その公表方法（例：ウェブサイトへの掲載等）といった手続としての細目のほか、公表すべき事項として視聴継続措置の具体的な内容についても規定している。詳細は、次の第3章（2）省令条文解説参照。

(2) 省令条文解説（施行規則第86条の3関係）

○ 放送法施行規則

（放送番組の視聴のための措置の公表）

第八十六条の三 法第百十条の二第二項の規定による公表は、地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者又は当該基幹放送事業者と法第百十七条第一項に規定する放送局設備供給契約を締結する基幹放送局提供事業者（以下この条において「地上基幹放送事業者等」という。）が、法第九十二条第二項の措置（以下この条において「視聴継続措置」という。）を講ずることとした日から遅滞なく^①行い、その中継地上基幹放送局（法第二十条第一項第一号に規定する中継地上基幹放送局をいう。以下同じ。）を廃止する予定の時期^②（以下この条において「廃止時期」という。）からあらかじめ相当な期間（少なくとも公表する日^③から最も早い廃止の予定期日まで一年間^④。ただし、合理的な理由がある場合は、この限りでない^⑤。）を置いて、インターネットの利用その他適切な方法^⑥によつて行うものとする。

2 前項の規定による公表については、廃止する予定の中継地上基幹放送局ごとに次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、第三号から第七号までに掲げる事項に係る精査のためなお準備又は検討を要する場合には、当該事項のそれぞれの見込みを公表することをもつて足りる^⑦ものとする。この場合において、地上基幹放送事業者等が当該事項について準備又は検討を進めた結果、当該事項のそれぞれの見込みに変更を生じたときは、第五項の規定による公表を行う^⑧ものとする。

一 廃止する予定の中継地上基幹放送局の名称^⑨及び放送区域^⑩（法第七条第三項第二号に規定する放送区域をいう。第九十四条第一項第二号において同じ。）その他当該中継地上基幹放送局に関する基本情報^⑪

二 前号の中継地上基幹放送局の廃止時期（廃止する年月日が定まっている場合にあつては当該年月日）^⑫

三 視聴継続措置の対象地域^⑬（次項において単に「対象地域」という。）

四 視聴継続措置の対象者^⑭

五 視聴継続措置の実施の内容^⑮（次号に掲げるものを除く。）

六 第四号の対象者が引き続き地上基幹放送に係る放送番組を視聴することができるようにするための視聴継続措置として提供する手段（以下この条において「代替的視聴手段^⑯」といふ。）

七 視聴継続措置の実施期間及び代替的視聴手段の利用に係る情報（申込期間その他申込みに必要な情報を含む。）^⑰

八 視聴継続措置の実施に関する問合せを受けるための連絡先（連絡先が、中継地上基幹放送局の廃止に係る地上基幹放送事業者等と別の者である場合は、当該地上基幹放送事業者等と当該別の者との関係を明確にすること。）^⑱

九 その他視聴継続措置の実施に関し必要な事項^⑲

- 3 前項第六号の代替的視聴手段の公表は、次に掲げるとおりとする。
- 一 原則として別表第二十一号の五に掲げる手段から選択したものを記載[㉐]すること。
 - 二 別表第二十一号の五に掲げる手段以外の手段(地上基幹放送事業者等がその責任において提供できるものに限る。)を講ずる場合は、当該手段の具体的な内容及び当該手段を代替的視聴手段として提供する理由を記載^㉑すること。
 - 三 対象地域ごとに講ずる代替的視聴手段が異なる場合は、当該対象地域ごとに対応するものを記載^㉒すること。
 - 四 同一の対象地域に複数の代替的視聴手段を講ずる可能性がある場合には、それらの代替的視聴手段を明らかにすること。^㉓
- 4 地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者は、その放送に係る中継地上基幹放送局をやむを得ず廃止した場合において当該中継地上基幹放送局を用いた基幹放送を受信することができなくなる地域における影響等を把握し視聴継続措置を適切に講じられるようするため、当該中継地上基幹放送局を用いた基幹放送の一時的な休止^㉔(二十四時間以内の休止を含む。^㉕)を行うときは当該休止する年月日時及び時間(二十四時間を超える場合にあつては期間)^㉖を第二項第九号に掲げる事項として公表するものとする。
- 5 地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者は、第二項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、当該変更箇所を明示した上で、遅滞なく、これを公表するものとする。^㉗
- 6 同一の場所に開設されている複数の地上基幹放送事業者等の中継地上基幹放送局を廃止する場合における第一項の規定による公表は、当該複数の地上基幹放送事業者等において調整し、一の公表で対応するなど、第二項第四号の対象者にとつて分かりやすいものとなるように情報を整理して対応するものとする。^㉘

別表第21号の5（第86条の3第3項関係）

一 テレビジョン放送関係

- (1) 地上基幹放送の受信に係る技術的指導その他の必要な援助
- (2) 有線一般放送（ケーブルテレビ）
- (3) 有線一般放送（IP方式）
- (4) 地域限定同時配信

二 ラジオ放送関係

FM補完放送

(注)

- 一 この表において「地上基幹放送の受信に係る技術的指導その他の必要な援助」とは、中継地上基幹放送局の廃止によって、当該中継地上基幹放送局を用いた基幹放送を受信することができなくなる地域において、当該中継地上基幹放送局による基幹放送と同じ放送系（法第九十一

条第二項第三号に規定する放送系をいう。以下この表において同じ。)の他の放送局により当該基幹放送を引き続き受信できるようにするものをいう。

- 二 この表において「有線一般放送（ケーブルテレビ）」とは、有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（平成二十三年総務省令第九十五号）第二条第十号又は第十一号の方式によるテレビジョン放送の有線一般放送をいう。
- 三 この表において「有線一般放送（IP方式）」とは、有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令第二条第十四号の方式によるテレビジョン放送の有線一般放送をいう。
- 四 この表において「地域限定同時配信」とは、廃止する予定の中継地上基幹放送局による基幹放送と同じ放送系の他の放送局の放送を受信して同時に、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している配信用の設備（当該設備に記録された放送番組を公衆からの求めに応じ自動的に送信するための設備をいう。）に情報を入力することにより公衆の求めに応じ自動的に行う配信のうち、当該中継地上基幹放送局を用いた基幹放送を受信することができなくなる地域に限定するなど専ら当該基幹放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として行われるものという。
- 五 この表において「ラジオ放送」とは、法第二十条の三第九項に規定するラジオ放送をいう。
- 六 この表において「FM補完放送」とは、次に掲げる基幹放送局を用いて行う放送をいう。
- (1) 中波放送を行う基幹放送局の放送区域において災害対策等のために補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う基幹放送局
 - (2) 中波放送を行う基幹放送局を廃止した場合等に当該基幹放送局の放送区域における放送を確保するために超短波放送用周波数を用いて放送を行う基幹放送局

①「法第九十二条第二項の措置（以下この条において「視聴継続措置」という。）を講ずることとした日から遅滞なく」

地上基幹放送事業者が中継局を廃止する場合において、法第92条第2項に基づき放送番組を引き続き視聴可能とするための措置、すなわち視聴継続措置を講ずることを決めたときは、中継局を廃止する時期及び視聴継続措置としてどのような代替的視聴手段を講ずるのか等について、遅滞なく公表する必要がある。「遅滞なく」公表する趣旨は、視聴者が中継局廃止を理解した上で、代替的視聴手段に移行するまでには、相当の期間を要すると想定され、視聴者の理解を得るために十分な期間を確保する必要があるためである。

なお、どのような決定をすれば「講ずることとした日」に該当するのかについて

は、例えば、地上基幹放送事業者の取締役会等で方針を決めた日、各地域の地上基幹放送事業者等の検討の場（各地域の中継局共同利用推進協議会等）において方針を決議した日などが該当するものと考えるが、これらに限るものではなく、地上基幹放送事業者の中継局に係る計画や方針を決定する場が想定される。

②「中継地上基幹放送局（法第二十条第一項第一号に規定する中継地上基幹放送局をいう。以下同じ。）を廃止する予定の時期」

少なくとも中継局が廃止される時期が分からなければ、視聴者は中継局が廃止される具体的なイメージが持てず、代替的視聴手段への移行も進まないと想定されるため、最低限「廃止する予定の時期」を明らかにしておく必要がある。この場合、廃止する予定の時期については、受信者保護の観点から極力明確化することが望ましい。ただし、廃止する中継局の影響を受ける地域の説明等の状況その他の理由によって廃止を想定した日から相当程度ずれ込むことも想定されるため、例えば「〇年〇月以降3か月以内」「〇年下半年中」「AM局の運用休止に係る特例措置」の適用期間の終了（令和〇年〇月〇日）後、半年以内などと一定の幅を持たせることはやむを得ないと考えられる。

なお、廃止の年月日まで決定された場合は、遅滞なくその旨公表する必要があるほか、法第110条の2第1項及び施行規則第86条の2第1項（同条第4項により第1項に規定する公表とみなせる場合を含む。）の放送局の廃止に係る公表義務との関係で、少なくとも廃止する日の前日から起算して90日より前までに中継局を廃止する年月日を公表する必要がある。

③「公表する日」

法110条の2第2項に基づき施行規則第86条の3第1項に従って公表する日である。

④「最も早い廃止の予定期日まで一年間」

視聴者が中継局廃止を理解した上で、時間的余裕をもって計画的に代替的視聴手段に移行するために、中継局が廃止される旨公表された日から十分な期間が確保される必要があることから、引っ越しなど人の移動等への影響も考慮して、代替的視聴手段へ移行するために確保されるべき期間として、少なくとも1年間は必要としたものである。

⑤「合理的な理由がある場合は、この限りでない」

受信者保護のために、原則として中継局が廃止される最も早い予定期日まで1年間は確保されるべきであるが、視聴継続措置に相当する対応をすでにしている場合にまで同じ期間を確保するとした場合、逆に不合理となってしまうこともあり得

る。例えば、中波放送（AM放送）については、第2章（8）①で述べたとおり「AM局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針」に従った対応として、特例措置の適用期間終了後に特例措置が適用された中継局を廃止する可能性がある場合、その旨の周知広報を行うとともに、特例措置が適用された中継局が運用休止した後のAM放送の番組を聴取するための手段を提示することが求められている。これらの対応は、本法による視聴継続措置に相当し得るものと評価することができるものであり、「AM局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針」に従った対応を行っている場合には「合理的な理由」があると判断されるものである。また、前述の場合以外には、法第92条第2項に基づき視聴継続措置を講じようとした場合における事前の調査によって、廃止する中継局による基幹放送の視聴実態がないことがすでに明らかである場合にも、施行規則第86条の3第1項の「合理的な理由」に該当し得るものである。

なお、地上基幹放送事業者が施行規則第86条の3第1項の「合理的な理由」に該当すると判断した場合、施行規則第86条の3第2項第9号の「その他視聴継続措置の実施に関し必要な事項」として、「AM局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針」に従った対応の実施状況や、対象地域にどのような対応を行った結果、視聴実態がないことが明らかであると判断したのか等を公表することを要する。

⑥「インターネットの利用その他適切な方法」

インターネットによるウェブサイトへの公表は、テキスト情報や動画コンテンツを用いて広く周知を図ることができる方法として一般的な手段になっていることから、中継局が廃止される最も早い予定期日から一年前に行う広く周知を図る方法として必ず行うこととする。「その他適切な方法」とは、第2項第9号の「その他視聴継続措置の実施に関し必要な事項」として説明会を実施する場合や中継局の一時休止の実施について周知するような場合に、中継局の廃止の影響を受ける地域において効果的と考えられる周知手段であり、中継局の廃止の影響を受ける地域の実情に合わせて適宜実施するものとなる。例えば、投函又は戸別訪問によりリーフレット等の書面を配布する方法や回覧板又は関係する地方公共団体の協力を得て当該地方公共団体の公報若しくは広報誌へ掲載する方法などが考えられる。

なお、法第110条の2第1項の総務省令への委任を受けた施行規則第86条の2第1項において「インターネットの利用その他のできるだけ多くの公衆ができる方法」と類する規定があるが、法第110条の2第1項の規定は、放送の業務の廃止や親局の廃止を含み得るものであるため、インターネットを含み「多くの公衆」を対象にしたより広範な周知方法を念頭に置いた規定である。一方で、法第110条の2第2項の対象となるものは中継局に限られるため、インターネットを利用した周知に加えて、周知すべき範囲を絞り地域の広報誌や回覧を利用する方が効果的である場合があるため「その他適切な方法」としたものである。

⑦「ただし、第三号から第七号までに掲げる事項に係る精査のためなお準備又は検

討を要する場合には、当該事項のそれぞれの見込みを公表することをもつて足りる」

視聴者が中継局廃止を理解した上で、時間的余裕をもって計画的に代替的視聴手段に移行するために、代替的視聴手段の内容を含む施行規則第86条の3第2項に掲げる事項の全てが初回の公表で明らかになることが望ましい。しかしながら、中継局が廃止になる可能性があるということ及び当該廃止に伴う視聴継続措置を実施しようとすることが1年以上前、例えば2年前に決定しているにもかかわらず、法第110条の2第2項の公表を行うことができないとした場合、結果として視聴継続措置の実施の遅れ及び視聴継続措置の実施期間の短縮につながり、受信者にとってデメリットとなることもあり得る。このため、法第110条の2第2項に基づく最低限の公表事項として、廃止する中継局の情報（第1号）及び廃止する予定の時期（第2号）に加え、視聴継続措置の実施に関する問合せを受け付ける連絡先（第8号）に関する事項を公表することを可とするものである。ただし、この場合においても、無用の混乱を起こさせないため、可能な限り第3号～第7号の事項のそれぞれの見込みを記載して公表することが望ましい。なお、見込みとして公表するとしても、視聴者が中継局廃止を理解した上で、時間的余裕をもって計画的に代替的視聴手段に移行するためには、視聴継続措置として提供される代替的視聴手段の詳細について相応の周知期間が必要になるはずであり、詳細な代替的視聴手段の公表期間として1年程度の期間が確保されることが望ましい。

⑧「地上基幹放送事業者等が当該事項について準備又は検討を進めた結果、当該事項のそれぞれの見込みに変更を生じたときは、第五項の規定による基づく公表を行ふ」

法第110条の2第2項の公表を行うに当たって、第3号～第7号の事項を見込みとして公表した場合、当然のことながら見込みのままでは法第92条第2項の規定の趣旨を満たしたことにはならない。このため、地上基幹放送事業者は並行して視聴継続措置として実施する内容の詳細の準備又は検討を進める必要がある。当該検討が進められた結果、第3号～第7号の事項のそれぞれの見込みに変更があった場合は、インターネットの利用その他適切な方法により公表を行うものとする。

なお、当該変更に係る公表をしなければ、変更後の視聴継続措置の実施及び代替的視聴手段の提供が全くできないということにはならないが、継続的に変更後の視聴継続措置を対象地域に対して行っていく場合には、第5項に基づき、すでに公表している内容を変更して公表する必要がある。

⑨「廃止する予定の中継地上基幹放送局の名称」

ここでいう「名称」とは、電波法に基づく基幹放送局の呼出名称ではなく、中継局所の名称など一般の視聴者にも理解可能な名称をいう。なお、地上テレビジョン放送の場合、一般社団法人放送サービス高度化推進協会（A-PAB）が公表して

いる「放送エリアのめやす」において、局名検索が可能となっており、廃止する予定の中継局の影響の検討をつけることが可能となっている。

⑩ 「放送区域」

電波法第14条第3項第2号の規定により基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許記録に記録された放送区域をいう。廃止する予定の中継局の影響を受ける地域のめやすとして公表事項とするが、廃止する中継局の影響を受ける受信者が視覚的に影響範囲のめやすを把握しやすくするために、「その他当該中継地上基幹放送局に関する基本情報」として、放送区域に相当する放送エリア図が参考情報として添付されることが望ましい。地上テレビジョン放送の場合、A-PABの「放送エリアのめやす」と放送区域が近似しているのであれば、「放送エリアのめやす」を分かりやすく示すことで対応することも考えられる。

⑪ 「その他当該中継地上基幹放送局に関する基本情報」

前述の放送区域に相当する情報のほか、地上テレビジョン放送にあっては、「放送局名」と併記する形で「物理チャンネル」番号を示すほか受信者がテレビを視聴するに当たって接している「リモコンチャンネル」番号を示すことが望ましい。また、地上ラジオ放送にあっては、「放送局名」と併記する形で廃止する中継局の「周波数」を示す必要がある。

⑫ 「中継地上基幹放送局の廃止時期（廃止する年月日が定まっている場合にあっては当該年月日）」

施行規則第86条の3第1項の「中継地上基幹放送局を廃止する予定の時期」と同義であるため、②の解説を参照。

⑬ 「視聴継続措置の対象地域」

電波の特性上、ある中継局によって放送が視聴可能である地域と⑩の放送区域とは一致しないが、中継局の廃止により当該中継局を用いた基幹放送を受信することができなくなる地域を特定する必要がある。なお、視聴継続措置として対象地域で行われる電界調査等を通じ、当該中継局を用いた基幹放送を受信できなくなる地域がより広範であることが判明したような場合には、第3号の視聴継続措置の対象地域が拡大されることも想定されるものである。

⑭ 「視聴継続措置の対象者」

中継局を廃止する放送事業者の判断によるが、視聴継続措置の対象地域内であっても、すでにケーブルテレビ等で放送を受信しており中継局の廃止によっても影響を受けない世帯のほか、法人・自然人・事業主などの別によって視聴継続措置の対

象にするか否かが変わる可能性があり得るため、視聴継続措置の対象者をあらかじめ明確にして公表する必要がある。

⑯「視聴継続措置の実施の内容」

視聴継続措置の中心的内容としては、中継局廃止の影響を受ける視聴者に対して、代替的視聴手段を確保し、視聴者に提供することが該当する。また、中継局を廃止し、視聴者が代替的視聴手段に移行していくに当たっては、適切に視聴者に周知されるとともに、その理解を得ながら進められることが重要となる。このため、中継局の廃止・代替的視聴手段への移行に係る住民説明や相談受付体制を構築することも視聴継続措置に該当するものである。

⑯「代替的視聴手段」

視聴継続措置の中心的内容であるところ、詳細及び考え方は⑰及び⑱において解説する。

⑰「視聴継続措置の実施期間及び代替的視聴手段の利用に係る情報（申込期間その他申込みに必要な情報を含む。）」

視聴継続措置の実施期間が示されなければ、視聴者が中継局廃止を理解した上で、計画的に代替的視聴手段に移行することができないため、視聴継続措置の実施期間も公表する事項の一つとなる。なお、中継局が廃止される場合、当該中継局が現に廃止されて当該中継局による基幹放送を受信することができなくなった者を保護する観点から、中継局を廃止した後の一定期間についても視聴継続措置の実施期間となることを想定している。すなわち、中継局を廃止した後の一定期間は、相談窓口を開設した上で代替的視聴手段を提供することで、中継局が廃止された後にも放送番組を可能な限り視聴できるようにする必要がある。

中継局を廃止した後の視聴継続措置の実施期間は、地域ごとの状況・事情を勘案し定められるものであるが、中継局を廃止する日から一定期間は視聴継続措置が継続されることが妥当である。例えば、地上テレビジョン放送の中継局を廃止する際の過去対応事例でも、中継局を廃止した日から一定期間においてコールセンターを開設し、必要な対応を行っていたところである。

なお、法第110条の2第2項の公表は、⑰及び⑲において解説のとおり中継局を廃止する予定の時期の公表をもって可能としているため、当初の公表時点において視聴継続措置の実施期間を長めに設定している場合も想定される。この場合、その後の視聴継続措置の実施によって、想定より早期に視聴者の代替的視聴手段への移行を見通せる場合があり得る。このように想定より早期に代替的視聴手段への移行の完了が見通せる場合には、当初公表した視聴継続措置の実施期間の短縮が否定されるものではない。ただし、中継局を廃止する場合に行う法第110条の2第1項に基づく公表又は同項の公表とみなされる法第110条の2第2項の公表の日

から中継局を廃止する日までに少なくとも確保される期間中、すなわち中継局を廃止する日までの90日以内において、中継局を廃止した後の視聴継続措置の実施期間を短縮することは適当ではない。

「代替的視聴手段の利用に係る情報」として記載される情報は、例えば以下のような事項を想定している。こういった具体的な情報が曖昧なまま、中継局が廃止され放送が見られなくなるという情報のみが出回ると、中継局の廃止に便乗した悪徳商法や詐欺が横行する可能性が高まるため、地上基幹放送事業者は中継局を廃止する場合には、地上基幹放送事業者自らの責任において、その中継局を廃止する予定の時期の公表に併せて具体的な代替的視聴手段に係る情報も公表する必要がある。

なお、地上テレビジョン放送の代替的視聴手段として「有線一般放送（ケーブルテレビ）」や「有線一般放送（IP方式）」があるところ、基幹放送の代替として提供されるものである以上、一般的に有線一般放送として提供されていることが多い衛星放送や多チャンネル放送などの追加的役務までを地上基幹放送事業者は代替的視聴手段としては提供しないことも想定される。そのような場合において視聴者が多チャンネル放送等の追加的役務を利用したいときは、視聴者が自らの判断において商用の有線一般放送の役務を選択することになるところ、その判断を視聴者が適切に行えるよう、地上基幹放送事業者は、あらかじめ代替的視聴手段として提供する有線一般放送で提供される利用できる役務の内容と商用の有線一般放送の切り分け、役務の保証範囲を明確にしておく必要がある。

(代替的視聴手段が役務提供である場合)

- ・当該役務提供の対象者に関する情報
- ・当該役務の提供者に係る情報
- ・サービス名
- ・申込み方法、申込み期間に係る情報
- ・サービスの利用料金（初期費用、月額利用料、その他経費）に係る情報
- ・サービスの保証期間
- ・留意事項、免責事項 等

(代替的視聴手段が工事等による対応である場合)

- ・当該工事等の対象となる者に関する情報
- ・当該工事等の施工を請け負う会社等に係る情報
- ・申込み方法、申込み期間に係る情報
- ・工事費等に係る情報
- ・留意事項、免責事項 等

⑯ 「視聴継続措置の実施に関する問合せを受けるための連絡先（連絡先が、中継地上基幹放送局の廃止に係る地上基幹放送事業者等と別の者である場合は、当該地

上基幹放送事業者等と当該別の者との関係を明確にすること。)」

地上基幹放送事業者が中継局を廃止する場合、視聴継続措置の対象者からの苦情や問合せには真摯に対応する必要があり、視聴継続措置や代替的視聴手段の内容への問合せ等があった場合に、的確に対応を行う必要がある。なお、中継局の廃止に便乗した悪徳商法や詐欺を防止する観点から、地上基幹放送事業者側から営業等の電話をすることがないものであれば、その旨明確にすべきである。

連絡先について、特に地上テレビジョン放送については、地上基幹放送事業者が外部に委託する場合や地上基幹放送事業者の連携によって一括の窓口が開設される場合も想定されるため「中継地上基幹放送局に廃止に係る地上基幹放送事業者等と別の者」となる場合には、無用の混乱を防止するために当該別の者との関係を明確にしておく必要がある。

⑯ 「その他視聴継続措置の実施に関し必要な事項」

視聴継続措置の実施に関し必要な事項は施行規則第86条の3第2項第1号～第8号が基本的事項となるが、その他視聴継続措置の実施のために必要となる情報があり得る。以下に解説するものに限るものではないが、次に掲げるものが第9号の記載事項となり得る。

- ・中継局による基幹放送の一時的な休止を行う場合における休止の年月日及び休止時間（期間）

施行規則第86条の3第4項による第2項第9号の義務的な記載事項である。なお、中継局の休止に係る「期間」が公表される場合、すなわち24時間を超えた長期にわたる中継局の休止をする場合において、当該中継局を休止する日から90日より前に施行規則第86条の3第4項による公表を行ったときは、法第110条の2第1項の放送局の休廃止に係る公表を行ったものとみなすこととする。（詳細は、第4章（2）④を参照）

- ・第2項第1号～第8号の変更内容に係る記録

施行規則第86条の3第5項においては、変更があった箇所を明示した上で公表することとされており、第9号の事項として当該箇所を公表することが想定される。

- ・視聴継続措置の対象地域における説明会又は個別訪問の実施に関する情報

対象地域において、代替的視聴手段への提供及び移行に向けて視聴者の理解を得るために、特定の日時において説明会を開催することが想定される。この場合、説明会の実施の日時及び場所に関する情報をあらかじめ公表することで、正式な説明会であることを対外的に示しておくことが望ましい。また、個別訪問により説明することが想定されるが、中継局の廃止に伴う工事等を装った詐欺行為や悪徳商法等を防止するため、どのような方針で個別訪問を行うかについて、あらかじめ決めて、公表しておくことが望ましい。

- ・視聴継続措置の公表期間を短縮した合理的な理由等

「AM局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針」に従った対応の実施状況や、対象地域において視聴実態がないことが明らかであると判断した理由等を公表する必要がある。

②⓪ 「原則として別表第二十一号の五に掲げる手段から選択したものを見立てる」

中継局による基幹放送に代えて視聴者に提供される代替的視聴手段は、地上基幹放送事業者の責任の下で安定的かつ継続的に提供される必要がある。施行規則別表第21号の5号に掲げる手段は、これまでの放送受信に関する実績や検討状況を踏まえると、中継局による基幹放送と同等であると評価することが現時点において適当と考えられるものである。よって、代替的視聴手段は「原則として」別表第21号の5号から選択して実施することが基本となる。

具体的には、放送番組の視聴を電波の受信によって可能とする方法として「地上基幹放送の受信に係る技術的指導その他の必要な援助」「FM補完放送」がある。

「地上基幹放送の受信に係る技術的指導その他の必要な援助」とは、中継局の廃止によって、当該中継局基幹放送を受信することができなくなる地域において、アンテナやブースターの調整や、アンテナの受信点の変更等によって親局や他の中継局の電波を受信し、放送番組の継続的視聴を可能とする手段である。

「FM補完放送」は、中波放送（AM放送）の災害対応等、建築物による遮蔽や電気雑音等対策、外国波による混信対策や地形的地理的な要因による難聴への対応策として制度的に確立されており、「FM補完放送」に用いられるFM補完中継局（別表第21号の5（注）6(1)及び(2)に掲げる基幹放送局）は、AM放送事業者において各地に置局されてきた経緯がある。また、令和5年以降は、AM中継局を休止又は廃止する場合の放送確保のためにもFM補完中継局を開設することが制度的に認められたものである。

ケーブルテレビやブロードバンドが全国的に普及し、無線以外の手段による放送番組の伝送が可能となってきていることを踏まえた有線系の代替的視聴手段として「有線一般放送（ケーブルテレビ）」「有線一般放送（IP方式）」「地域限定同時配信」がある。

「有線一般放送（ケーブルテレビ）」は、いわゆるケーブルテレビであり、地上テレビジョン放送の再放送を実施しているものである。

次に「有線一般放送（IP方式）」は、IPマルチキャスト方式による有線一般放送である。IPマルチキャスト方式による有線一般放送について地上テレビジョン放送の再放送を行う者は数少ないが、長年にわたって提供されてきた実績があるため、ケーブルテレビとともに視聴者にとって受容性がある役務提供による代替的視聴手段として妥当なものであると考えられる。

「地域限定同時配信」は、「第2章（7）地上テレビジョン放送を配信サービスによって代替する場合について」で解説のとおり、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」の第3次取りまとめに沿って適切に提供されることを前提とした配信サービスである。令和7年9月現在において具体的にサービス提供されているものはないが、同取りまとめを踏まえて提供されるものであれば、受容性が見込めるため、代替的視聴手段として妥当なものであると考えられる。

(別表第21号の5に掲げる手段)

一 テレビジョン放送関係

- (1) 地上基幹放送の受信に係る技術的指導その他の必要な援助
- (2) 有線一般放送（ケーブルテレビ）
- (3) 有線一般放送（IP方式）
- (4) 地域限定同時配信

二 ラジオ放送関係

FM補完放送

②「別表第二十一号の五に掲げる手段以外の手段（地上基幹放送事業者等がその責任において提供できるものに限る。）を講ずる場合は、当該手段の具体的な内容及び当該手段を代替的視聴手段として提供する理由を記載」

前述のとおり、中継局による基幹放送に代えて視聴者に提供される代替的視聴手段は、地上基幹放送事業者の責任の下で安定的かつ継続的に提供される必要がある。このため、別表から選択するのが基本となるが、各地域の放送事業者において検討した結果、妥当と判断できる代替的視聴手段もあり得るものと考え、その採用は否定されない。ただし、その場合でも「地上基幹放送事業者等がその責任において提供できるものに限る。」としている。その趣旨は、視聴者が放送番組を視聴できなくなる事態を避けるために、地上基幹放送事業者は、その責任において、それら役務提供事業者との契約や協定の締結や資本関係等を通じて適切に代替提供手段を確保又は管理する必要があるからである。すなわち、現に地上基幹放送事業者の放送を放送又は配信している役務提供事業者であっても、当該役務提供事業者側の都合によって一方的に放送又は配信を中止できるような類いのものは、妥当な代替的視聴手段であるとは言えない。このため、本号によって代替的視聴手段として提供するものの「具体的な内容」と併せて「当該手段を代替的視聴手段として提供する理由」として、安定的かつ継続的に提供できる理由を示す必要がある。

②「対象地域ごとに講ずる代替的視聴手段が異なる場合は、当該対象地域ごとに応するものを記載」

ある中継局が廃止される場合、その影響を受ける対象地域におけるケーブルテレビやブロードバンドの整備状況のほか地形の影響により、提供可能な代替的視聴手段が異なる場合が想定される。この場合、対象地域において視聴者が提供を受ける

代替的視聴手段の予見可能性を高めるため、当該対象地域ごとに応する代替的視聴手段を記載することとする。

②③「一の対象地域に複数の代替的視聴手段を講ずる可能性がある場合には、それらの代替的視聴手段を明らかにする」

ある中継局が廃止される場合、その影響を受ける対象地域におけるケーブルテレビやブロードバンドの整備状況のほか地形の影響により、提供可能な代替手段が異なる場合が想定されるが、電界調査を並行して行っている場合や今後のブロードバンド等の整備の計画がある場合、公表時点において画一的に決められない可能性があり得る。この場合、対象地域において受信者が提供を受ける代替的視聴手段の予見可能性を高めるため、このような複数の代替的視聴手段がある地域では、それらの代替的視聴手段をあらかじめ明らかにするものとする。

②④「当該中継地上基幹放送局を用いた基幹放送の一時的な休止」

視聴者が時間的余裕をもって計画的に代替的視聴手段に移行するためには、視聴者に中継局廃止を認識及び理解される必要がある。そのための方法の一つとして、中継局の一時的な休止という手段もあり得るものである。例えば、テレビジョン放送について、地上アナログ放送から地上デジタルテレビジョン放送に移行する際に行われた「地上アナログ放送終了リハーサル」の民間放送事業者の停波は、比較的短期間の中継局の一時的休止の例である。また、中継局を廃止する予定の時期を公表した上で行われる「AM局の運用休止に係る特例措置」の適用を受けた中継局の運用休止は長期的な中継局の休止に該当する。

いずれにせよ、地上基幹放送事業者の中継局による基幹放送が休止した場合には、その影響は大きなものであるため、「その放送に係る中継地上基幹放送局をやむを得ず廃止した場合の当該中継地上基幹放送局を用いた基幹放送を受信することができなくなる地域における影響等を把握し視聴継続措置を適切に講じられるようするため」に実施されるものに限定されるべきである。また、実施に向けては、問合せ等に係る窓口の設置及び体制の確保を含め十分な準備を行い、本号によって、事前に公表・周知しておく必要がある。

なお、同一の中継局所に複数の地上基幹放送事業者がいる場合、当該中継局所から放送する全ての地上基幹放送事業者が「一時的な休止」を行うのではなく、技術的に可能なのであれば一部の地上基幹放送事業者による「告知放送」として当該中継局所の放送について休止している旨や問合せ連絡先等について告知するという対応も考えられる。

②⑤「二十四時間以内の休止を含む。」

施行規則第86条の2第2項においては、NHKの地上基幹放送の休止にあっては12時間、民間の地上基幹放送事業者の基幹放送の休止にあっては24時間と定

めており、これら時間を超える場合には、法第110条の2第1項に基づく基幹放送の休止に係る公表の対象となっている。一方、施行規則第86条の3第4項の休止は、中継局を廃止する場合の視聴継続措置の一環として行われる放送の一時的な休止となる。ここで「一時的な休止」とは、②④のとおり24時間を超えるものも入る休止であるが、視聴継続措置として行われる休止である以上、休止する旨を事前に公表し、問合せ連絡先にて適切にフォローしていくことが、スムーズな代替的視聴手段による放送番組の視聴への移行につながっていくものと考えるため、休止の時間の長短にかかわらず24時間以内の休止であっても事前に公表する必要があることを明確にしたものである。

㉖「当該休止する年月日時及び時間（二十四時間を超える場合にあつては期間）」

一時的な休止として、短期の休止だけではなく、24時間を超える長期の休止、更には「AM局の運用休止に係る特例措置」の適用を受けた上で行われる休止についても視聴継続措置の一環として行われることはあり得るので、その場合には休止に係る「時間」ではなく「期間」を公表することとしたものである。なお、施行規則第86条の2第4項において、中継局による放送の長期間の休止に係る公表を視聴継続措置の一環として行う場合の調整規定を置いている。

なお、②④で言及したような「告知放送」を行う場合についても、受信者が混乱しないよう、本号と同様に告知放送する年月日時及び時間（期間）を施行規則第86条の3第2項第9号の事項として公表すべきである。

㉗「第二項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、当該変更箇所を明示した上で、遅滞なく、これを公表するものとする。」

⑦及び⑧のとおり、施行規則第86条の3第1項の公表については同条第2項第3号～第7号の事項の見込みの記載をもって可能とする以上、地上基幹放送事業者はそれら見込みとしたそれぞれの事項について準備又は検討を進め、中継局を廃止する日から十分な余裕をもって明確にした上で公表する必要がある。その際、変更が行われたこと及び当該変更箇所を明示して分かりやすくする必要がある。

なお、施行規則第86条の3第2項第3号～第7号の事項を見込みとして公表した場合に限らず、同項各号の事項に変更を生じた場合には、受信者に影響があるため、それら変更についても変更箇所を明示した上で公表する必要がある。

㉘「同一の場所に開設されている複数の地上基幹放送事業者等の中継地上基幹放送局を廃止する場合における第一項の規定による公表は、当該複数の地上基幹放送事業者等において調整し、一の公表で対応するなど、第二項第四号の対象者にとって分かりやすいものとなるように情報を整理して対応するものとする。」

地上テレビジョン放送や超短波放送（FM放送）については、同一の場所に中継局を設置、いわゆる共同建設している場合があり得る。本項の「同一の場所に開設

されている複数の地上基幹放送事業者等の中継地上基幹放送局」は、共同建設による中継局を意味し、共同建設による中継局について同時にその複数が廃止となる場合には、その中継局所からの基幹放送による放送番組の大半が見られないことになる。この場合、個別の事業者が当該廃止についてそれぞれ公表した場合は、受信者はその廃止の影響を一括で知ることができないこととなる。受信者側の利便を考えた場合、一つの公表内容を見れば、中継局の廃止及び視聴継続措置の実施内容を把握できるようにしておくことが望ましいため、本項において極力一つの公表で対応することを対応の一例として規定したものである。

なお、本項ではあくまでも「当該複数の地上基幹放送事業者等において調整し、一の公表で対応するなど」と一例を示しているに過ぎず、このような対応方法に限らず、地上基幹放送事業者の中継局の廃止の状況や検討の結果に応じて、分かりやすい内容となっていれば、本項を満たすことになる。

第4章 法第110条の2第1項の公表と視聴継続措置に係る公表の関係

(1) 法第110条の2第1項の公表

○ 放送法

(基幹放送の休止及び廃止に関する公表)

第百十条の二 基幹放送事業者（第百四十七条第一項に規定する有料放送事業者を除く。）は、その基幹放送を休止し、又はその基幹放送の業務若しくはその基幹放送局を廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。ただし、基幹放送を継続して休止しようとする時間が二十四時間を超えない範囲内で総務省令で定める時間以内である場合その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

2 地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者は、当該基幹放送事業者又は当該基幹放送事業者と第百十七条第一項に規定する放送局設備供給契約を締結する基幹放送局提供事業者が第九十二条第二項の措置を講じようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該措置の内容を公表しなければならない。

① 制度趣旨等

法第110条の2第1項の公表（以下「休廃止公表」という。）では、基幹放送事業者は、その基幹放送を休止し、又はその基幹放送の業務若しくはその基幹放送局を廃止しようとするときは、その旨を公表することが義務付けられている。

この休廃止公表の義務の規律は、基幹放送の社会的役割（国民が日常生活や社会生活を営むに当たり必要な情報を提供し、基本的情報の共有を促進すること等）に鑑み、基幹放送の休廃止により受信者に不測の事態が生じないよう、受信者の利益の保護の観点から、令和4年の放送法改正（電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和4年法律第63号））により導入され、令和5年4月から施行されたものである。

なお、法又は電波法の規定により、基幹放送事業者の業務や放送局の承継等が行われる場合は、当然に休廃止公表の対象となる「廃止」には該当しない。また、手続都合上の理由により電波法の手続によって電波法第22条の規定により廃止届出が提出されたとしても、基幹放送事業者の業務内容と放送設備が実質的に承継され、そのまま基幹放送が継続する場合も、休廃止公表の対象となる「廃止」には該当しない。

② 法第110条の2第2項の視聴継続措置に係る公表との違い

法第110条の2第2項の公表（以下「視聴継続措置公表」という。）と休廃止

公表の主な違いは次のとおり。

	休廃止公表（第1項）	視聴継続措置公表（第2項）
対象の放送事業者	地上放送・衛星放送の業務を行う基幹放送事業者	地上放送の業務を行う基幹放送事業者
対象放送局	親局及び中継局	中継局
公表するタイミング	休廃止する年月日が決定している場合に、休廃止する日の前日から少なくとも90日前 ※NHKと放送大学学園は、原則として12時間以上の休止をする場合又は廃止する場合は、事前の認可が必要であり、休廃止に係る公表は当該認可後に行う必要がある。	中継局を廃止することを念頭に置いて法第92条第2項の視聴継続措置を講じようとする場合に、想定する最も早い廃止予定期日から少なくとも1年前
公表方法	・放送（データ放送を含む。） ・インターネットその他できるだけ多くの多くの公衆が知ることができる方法	・インターネット ・その他適切な方法（任意）
公表する事項	・休廃止する旨 ・休廃止の対象となる放送局名（中継局） ・休廃止年月日	・施行規則第86条の3第2項各号 ①廃止する中継局の名称等の基本情報、廃止時期 ②問合せの連絡先 ③対象地域・対象者 ④視聴継続措置の内容 ⑤代替的視聴手段の内容・利用に係る情報 ⑥説明会の実施日時・場所、視聴継続措置として中継局の一時休止を行う場合の日時等その他事項 ※上記のうち③④⑤は、見込みで公表した場合は、それについて準備又は検討を行い、変更として公表

(2) 省令条文解説（施行規則第86条の2関係）

○ 放送法施行規則

（基幹放送の休止及び廃止に関する公表）

第八十六条の二 法第百十条の二第一項の規定による公表は、基幹放送事業者が、その基幹放送を休止し、又はその基幹放送の業務若しくはその基幹放送局を廃止する日（以下この項及び第四項において「休廃止日」という。）の前日から起算して少なくとも九十日前から当該休廃止日の前日までの間、その基幹放送に係る放送対象地域において、次の各号に掲げる方法により継続して行うものとする。ただし、協会又は学園以外の基幹放送事業者にあつては、休廃止日の前日から起算して九十日前から行うことができないことにつき、やむを得ない事情があると認められるときは、あらかじめ相当な期間を置いて行うことをもつて足りる。

- 一 当該基幹放送事業者が当該休止又は廃止に係る基幹放送において行う放送
 - 二 インターネットの利用その他のできるだけ多くの公衆が知ることができる方法
- 2 法第百十条の二第一項ただし書の総務省令で定める時間は、次の各号に掲げる基幹放送の休止ごとに、当該各号に定める時間とする。
 - 一 協会又は学園の基幹放送（協会国際衛星放送を除く。）の休止 十二時間
 - 二 協会国際衛星放送又は協会若しくは学園以外の基幹放送事業者の基幹放送の休止 二十四時間
- 3 法第百十条の二第一項ただし書の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
 - 一 不可抗力により休止し、又は廃止する場合
 - 二 法第八十六条第一項第二号又は第三号に該当する場合
 - 三 基幹放送に係る臨時目的放送を休止し、又は臨時目的放送の業務若しくは臨時目的放送を行う基幹放送局を廃止しようとする場合
 - 四 基幹放送に係る試験放送を休止し、又は試験放送の業務若しくは試験放送を行う基幹放送局を廃止しようとする場合
- 4 地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者が、次条第一項の規定により休廃止日の前日から起算して九十日より前に次の各号に掲げる公表（同条第五項の規定による公表を含む。）を行つている場合においては、当該各号に定める公表を行つたものとみなす。
 - 一 次条第二項第九号に掲げる事項として行われる同条第四項の休止に係る年月日時及び期間の公表 第一項の基幹放送の休止に係る公表
 - 二 次条第二項第二号の廃止する年月日の公表 第一項の基幹放送局の廃止に係る公表

① 第1項

休廃止の公表日（原則、休廃止日の前日から起算して少なくとも 90 日前）及び公表方法（放送（データ放送を含む。）及びインターネット等）を定めるものである。

なお、NHK 及び放送大学学園は、その基幹放送について 12 時間以上の休止をする場合又は廃止する場合は、事前の認可が必要（法第 86 条第 1 項又は第 89 条第 1 項）であり、休廃止に係る公表は当該認可後に行う必要がある。

② 第 2 項

法第 110 条の 2 第 1 項ただし書に基づき休廃止公表を要しない時間を定めるものである。これにより、NHK 及び放送大学学園については、事前認可が必要となる時間以上の休止、民間放送事業者については 24 時間を超える休止について、休廃止公表を行うことになる。

③ 第 3 項

法第 110 条の 2 第 1 項ただし書に基づき第 2 項以外に休廃止公表を要しない軽微な事項等を定めるものである。

④ 第 4 項

本項は、視聴継続措置公表を行った上で、法第 110 条の 2 第 1 項の休廃止公表に該当する場合に、別途、法第 110 条の 2 第 1 項に基づく休廃止公表を行う必要があるかについて疑義が生じ得るために設けた調整規定である。具体的には、視聴継続措置の一環として行われる長期間の放送の休止を周知するための公表（第 1 号）及び視聴継続措置公表の公表事項として中継局の廃止年月日を明確にする公表（第 2 号）を休廃止日の 90 日前より前に行った場合に休廃止公表も行ったものとみなすものである。

なお、第 1 号において「期間」としているのは、施行規則第 86 条の 3 第 4 項において休止する年月日時及び時間の記載を「二十四時間を超える場合にあつては期間」としており、民間放送事業者が 24 時間を超えて休止する場合は法第 110 条の 2 第 1 項に基づく休廃止公表を行う必要が生ずるためである。

第 2 号では、視聴継続措置公表の公表事項として中継局の廃止年月日を明確にした場合に、休廃止公表も行ったものとみなすものである。この場合、施行規則第 86 条の 3 第 1 項の公表方法を「インターネットの利用その他適切な方法」としているため、施行規則第 86 条の 2 第 1 項第 1 号の「当該基幹放送事業者が当該休止又は廃止に係る基幹放送において行う放送」による公表を行わないことになる。この点、放送による休廃止の公表は、受信者に周知するための効果的な手段であることは間違いないが、中継局ごとに放送内容を変えて放送することが技術的に困難である場合に、中継局の休廃止に係る公表を放送という手段で義務付けられると、その放送事業者の放送系全体で放送せざるを得なくなる。この場合、中継局の廃止と無

関係な受信者が、自分が見ている放送が見られなくなると誤認してしまうなど、逆効果となってしまうことが想定されることから、本項によって調整を図ったものである。なお、中継局ごとに放送内容を変えて放送することが技術的に容易であるような場合は、中継局の休廃止について受信者に周知するための効果的な手段となり得るため、「その他適切な方法」として実施することも可能である。